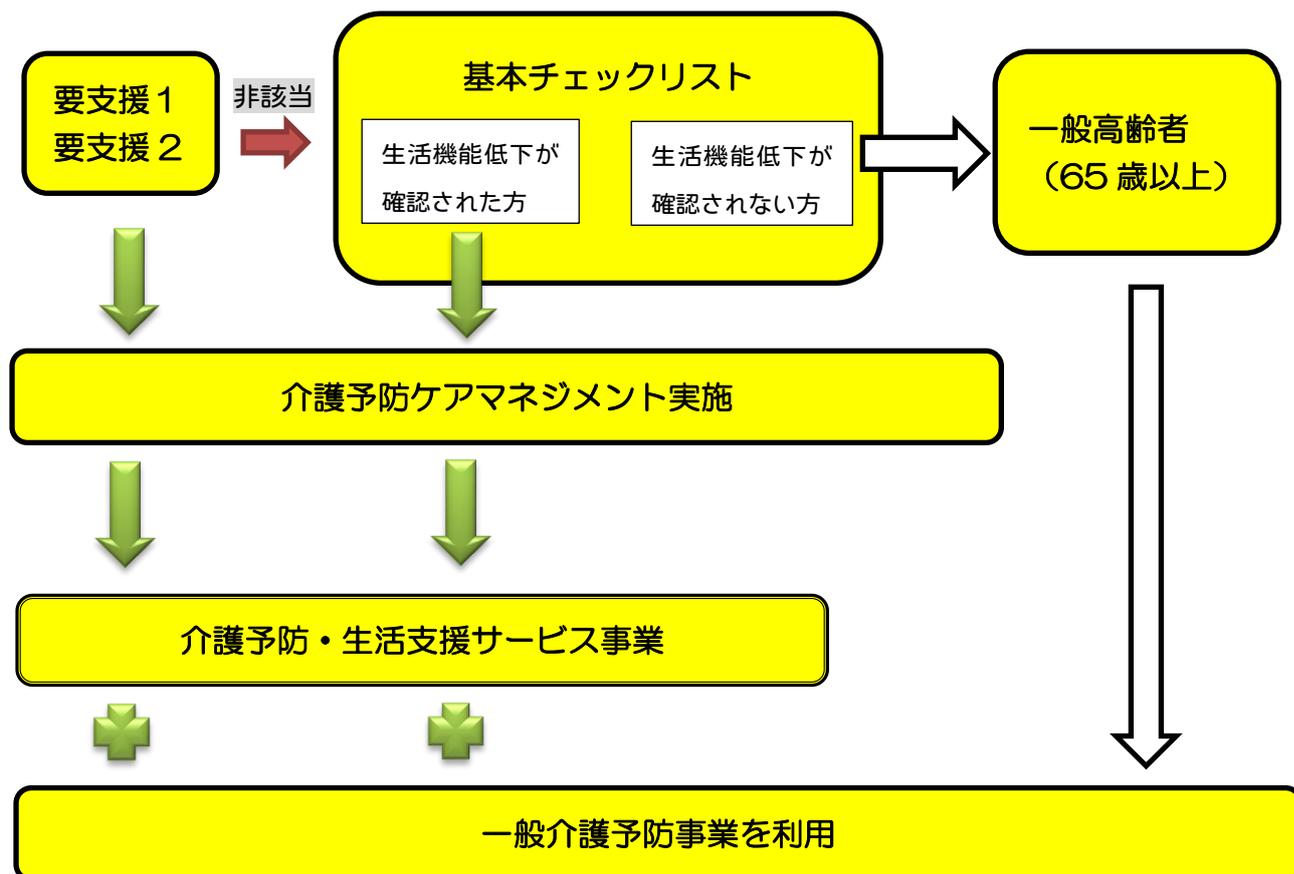


介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

高齢者が住みなれた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自ら持つ能力を最大限に活かして要介護状態となることを予防するための仕組みとして、介護保険制度において、総合事業が創設されました。

令和6年度より、国からの交付金が減額となり現状のまま事業を継続することが困難な状況となっています。現在のまま事業を継続すると介護保険料の大幅な増額が必要となるため、段階的にサービスの見直しを行っています。



<一般介護予防事業>

市施設や地域の公民館では、健康づくりのための教室や通いの場が開かれています。

【問い合わせ】高齢者福祉課 ☎053-576-4916

詳細はウェブサイトよりご確認ください⇒



<介護予防・生活支援サービス事業>

【対象】 ◆要支援1・2の方

◆基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された方

【手続き】 ①基本チェックリストの実施もしくは要介護認定等の申請

②地域包括支援センターがケアプラン作成

【問い合わせ】高齢者福祉課 ☎053-576-1212



訪問型サービス

	国の基準によるサービス (現行相当サービス)	基準緩和サービス (サービスA)	基準緩和サービス (サービスA)
提供者	訪問介護事業所のヘルパー (指定)		湖西市シルバー人材センター 一会員 (委託)
内容	身体介護・生活援助 ヘルパーが訪問し、入浴、 排泄、食事等の身体介護 や調理、掃除などの生活 援助を行う	生活援助 ヘルパーが訪問し、利用者 とともに調理、掃除などの援助 を行い、自立に向けた生活支 援を行う	生活援助 支援員が訪問し、調理や掃除 などの援助を行い生活支援を 行う
自己負担割合	所得に応じ 1～3割		200 円/回

* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

通所型サービス

	国の基準によるサービス (現行相当サービス)	基準緩和サービス (サービスA)	短期集中予防サービス (サービスC)
提供者	通所介護事業所		
内容	運動機能向上プログラム等 により身体機能の維持、生 活機能の改善を図ります。	ミニデイサービス、生活機 能維持・向上のための簡易 な運動・レクリエーション	運動機能等を改善・向上させ るための短期集中プログラ ム
自己負担割合	所得に応じ 1～3割		1 時間 30 分 : 1,365 円/月 2 時間以上 : 1,815 円/月

* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

